

## 第8期 県民生活審議会 第4回消費生活部会 議事概要

- 1 日時 平成23年2月8日(火)13:00~14:30
- 2 場所 兵庫県公館第2会議室
- 3 出席者 (委員) 根岸部会長、瀧川委員、手嶋委員、渡久地委員、  
幡井委員、原委員、安平委員 7名  
(専門委員) 清水委員、鈴木委員、山岸委員 3名  
(事務局) 清原理事、川久生活消費局長、東元消費生活課長、  
羽古井消費生活課副課長、栗原消費生活課課長補佐兼  
消費政策係長、木村消費生活係長、村上  
村上生活衛生課長、友久食品安全官、  
山根生活科学総合センター副センター長兼広報研修部長、  
岩浅生活科学総合センター相談事業部長、  
大上東播磨生活科学センター所長、  
岡田姫路生活科学センター所長、  
柏野西播磨生活科学センター所長、  
加古但馬生活科学センター所長、  
中野丹波生活科学センター所長、  
浅井淡路生活科学センター所長

### 4 議事概要

#### (1) 不当な取引行為の指定について

「法令違反の広告による勧誘」について

- ・法律又は県条例により基本的には規制等の対応が可能であり、あえて指定を行う必要性は薄いのではないか。

「電子消費者契約における契約条項の開示」について

- ・同じ契約条項等が掲載されていても、紙の場合と比べてインターネット上ではそれらを確認しにくい場合が多くあるものの、用いられる媒体が異なることをもって、特別の規制を加えることの妥当性に欠けるのではないか。

「クレジット・カード情報の暗号化」について

- ・インターネット取引が急増する中で、事業者の最低限の責務として暗号化措置を講じることを義務づける方向で検討してはどうか。

・消費者が商品等の代金の支払い方法について、銀行振込等の他の手段を選択できる場合が多い中で、事業者の経済活動に規制を加えることには慎重であるべきではないか。

( 県下及び全国の被害の実態等を把握したうえで、指定の必要性等について次回以降の審議会で引き続き検討を行うこととする。)

## ( 2 ) 安全安心な消費生活の推進について

・県の生活科学センターの県民局本局内の消費生活センターへの再編について、現行の機能が維持されるとの説明だが、消費者行政活性化事業基金が終了した後の財源が担保されていない状況で、行革のための機能縮小につながるようお願いしたい。

・大学生協神戸事業連合との協定に基づく「くらしのヤングクリエイター」事業については、同連合が府県を超えた活動を展開しようとしている状況であるため、他府県にも取組が広がることを期待する。

・「リアルタイムな情報共有」のツールの一つとして、一部の省庁・地方自治体で既に実施されている「ツイッター」を用いた情報発信を検討してはどうか。

以 上